

第26回 筆の里ありがとうのちょっと大きな絵てがみ大賞優秀作品展
時一般の部〔後期〕12月25日(水)まで、子どもの部〔前期〕令和7年1月4日(土)~16日(木)

全国からの応募作品7,647点の中から、優秀作品を紹介しています。



一般の部
熊野町長賞
角野友治
(広島県 72歳)

一般の部
優秀賞
山田のん
(熊高3年)



※大賞・特別賞・優秀賞・佳作作品は、[前期][後期]ともに展示しています。

※県内の奨励賞作品は、『一般の部』は[後期]、『子どもの部』は[前期]に展示しています。

◆入館料◆

大人・800 (600) 円
小中高生・250 (200) 円 ※ () は20人以上の団体料金

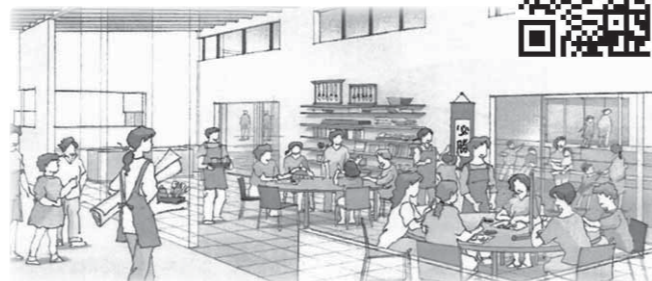
活動メンバー募集中!!

“趣味や特技を活かした創作活動がしたい!” “なかまを作って新しいことをしてみたい!”

Kumano
クマノ
Creative
クリエイティブ
Palette
パレット

筆の里工房向かいにできる新施設で、一緒に活動しませんか。
プロフェッショナル・アマチュア問いません。興味関心のある人の登録をお待ちしています。

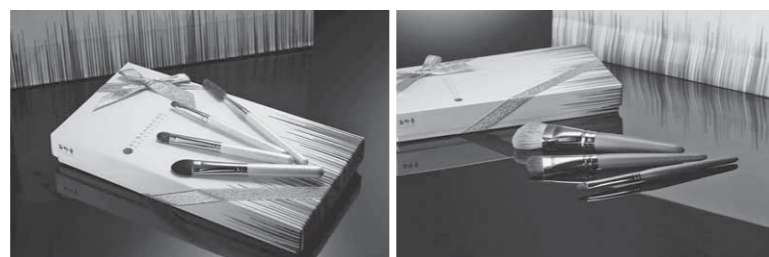
申し込みはこちら▶



例えば…
お菓子 フード カフェ 茶の湯 いけばな
ガーデニング 手芸 アクセサリー 木工
デザイン アート メイク ネイル SNS
ダンス 音楽 ヨガ セラピー 占い 写真
映像 ディレクション サポート 書 など

熊野筆セレクトショップ クリスマスフェア開催中!

時12月25日(水)まで
クリスマス期間だけの限定品を
数量限定で販売しています。
ショップのみを利用する場合、
入館料は不要です。気軽にご来館
ください。



相談

～各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください～

相談	日時・場所	相談員	内容	申込・問い合わせ先
消費生活相談	毎月～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 ※12月30日(月)は休み 所生活環境課	町職員または 消費生活相談員 ※月・水曜日のみ 相談員が対応	消費者トラブル	所消費生活相談窓口 (生活環境課内) ☎820-5636
人権 ホットライン	時12月17日(火) 10:00～12:00 13:00～15:00 所電話相談のみ	人権擁護委員	人権侵害、 身の回りの悩み事	所生活環境課 ☎820-5606
無料行政相談	時12月18日(水) 10:00～12:00 所西防災交流センター	行政相談委員	行政全般に関する 意見・要望	所総務課 ☎820-5601
【要予約】 無料法律相談	時令和7年1月9日(木) 13:15～17:00 所役場 ※相談内容によって受けられない 場合があります。	弁護士	法律問題の相談 ※1組40分以内 ※相談に関する書類が ある人は持参	所問生活環境課 ☎820-5606 ※12月20日(金)から予約 受付開始 (8:30～17:00、土日 祝を除く)

お知らせ

年末交通事故防止
県民総ぐるみ運動を実施します

年末の慌ただしさや帰省による交通量の変化、飲酒機会の増加により交通事故の増加が懸念されます。
一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

時12月1日(日)～10日(火)



▲令和6年各季の
交通安全運動

(防災安全課)

お知らせ

熊野町消防団
年末特別警戒を実施します

町民のみなさんが安心して新年を迎えられるよう、消防団では年末特別警戒を実施します。
消防団員が各地区で防火のための警戒巡視を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

時12月28日(土)
～30日(月)



(防災安全課)

募集

自衛官を募集しています

自衛官候補生

- ▷応募資格
18歳以上33歳未満
- ▷受付期間
通年
- ▷試験期日
受付時にお知らせ



詳しくは、自衛隊広島地方協力本部へお問い合わせください。

所自衛隊広島地方協力本部 東広島地域事務所
☎082-422-4252

(防災安全課)

お知らせ

令和7年熊野町消防出初式を
開催します

消防出初式は、郷土愛護の精神のもと、団員の士気の高揚と町民の防火・防災に対する意識をより一層高めることを目的としています。

当日は、消防団員による公開訓練や広島市消防音楽隊の演奏、はしご乗りの披露などを行いますので、ぜひご観覧ください。

なお、詳細なプログラムについては、別途町ホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。

時令和7年1月12日(日) 9:00～

所町民グランド
※雨天の場合は、10:00から町民体育館で開催します。
(防災安全課)



熊野町の火災と救急

火災件数 1件 死傷者 0人
救急件数 104件 搬送人員 92人
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。